

## 4 団体配分分と宮城県災害対策本部受付分の配分基準

## 4 団体配分分

対象となる世帯	配分金額		申請者
死亡・行方不明者のいる世帯	一人につき 1,000,000 円	内訳 4 団体配分 850,000 円 県配分 150,000 円	ア. 配偶者、子、父母、孫及び祖父母の内、支給順位がもっとも高い方 イ. アに該当する方がおられない場合は、死亡者の法定相続人の方 ウ. ア及びイに該当する方がおられない場合、葬祭を執り行われたご親族の方
住宅が全壊（焼）の世帯	一世帯につき 1,000,000 円	内訳 4 団体配分 850,000 円 県配分 150,000 円	世帯主 （ただし、被災された世帯の全員が死亡された場合は、ご遺族の方がご申請いただけます）
住宅が大規模半壊の世帯	1 世帯につき 750,000 円	内訳 4 団体配分 650,000 円 県配分 100,000 円	
住宅が半壊（焼）の世帯	1 世帯につき 500,000 円	内訳 4 団体配分 450,000 円 県配分 50,000 円	

## 県独自配分基準

対象となる世帯	配分金額		申請者
災害障害見舞金を支給された方	一人につき 100,000 円	内訳 県配分 100,000 円	仙台市より直接ご案内します
震災でご両親を失った児童※1	1 世帯につき 500,000 円	内訳 県配分 500,000 円	仙台市より直接ご案内します
母子・父子世帯	1 世帯につき 200,000 円	内訳 県配分 200,000 円	申請方法未定
高齢・障害施設に入所している要援護者	1 世帯につき 100,000 円	内訳 県配分 100,000 円	申請方法未定

※1 児童とは平成 4 年 4 月 2 日から平成 23 年 3 月 11 日までに生まれた方をいいます。